

## 競争参加者の資格に関する公示

令和5・6年度において参議院の建設工事、測量等の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示する。

令和4年11月30日

参議院庶務部会計課長 高嶋 久志

◎調達機関番号 002 ◎所在地番号 13

### 1 申請の区分

- (1) 建設工事（①建築一式工事、②電気工事、③管工事、④電気通信工事、⑤土木一式工事、⑥舗装工事、⑦塗装工事、⑧防水工事、⑨内装仕上工事、⑩機械器具設置工事、⑪造園工事、⑫建具工事、⑬消防施設工事、⑭解体工事）
- (2) 測量・建設コンサルタント等業務（①測量、②建設コンサルタント、③補償コンサルタント、④地質調査）

### 2 申請の受付期間

令和5年1月4日から令和5年1月31日（消印有効）までとする。

なお、上記期間後も随時受け付けるが、この場合、希望する案件の入札に間に合わないことがある。

### 3 申請の方法

#### (1) 申請書等の入手方法

「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）及び各種様式は参議院ホームページからダウンロードし入手すること。

参議院ホームページ（URL <https://www.sangiin.go.jp>）

なお、原則として参議院の様式を使用すること。

ただし、他の様式であっても、参議院の様式に合わせて修正等を行い記載すべき要件を備えていれば認めることとする。

#### (2) 申請書等の提出方法

次に掲げる書類（委任状、返信用封筒を除く。）を電子ファイル化して8に掲げる申請書等の提出先に郵送（簡易書留又は特定記録郵便）すること。

また、資格審査結果の通知書を送付するための返信用封筒（送付先を明記し、切手を貼付する。）を提出すること。

#### ① 建設工事

- イ 申請書（建設工事）
- ロ 業態調書
- ハ 営業所一覧表
- ニ 工事経歴書
- ホ 共同企業体等調書
- ヘ 建設共同企業体協定書の写し（申請者が経常建設共同企業体の場合）

- ト 総合評定値通知書の写し
- チ 納税証明書又はその写し（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式その 3 の 2 又はその 3 の 3）
- リ 委任状（行政書士等の代理申請による場合）

② 測量・建設コンサルタント等業務

- イ 申請書（測量・建設コンサルタント等）
- ロ 技術者経歴書
- ハ 営業所一覧表
- ニ 測量等実績調書
- ホ 登記事項証明書（個人の場合にあつては身元証明書）又はその写し
- ヘ 登録証明書等又はその写し
- ト 財務諸表類（1 年分）
- チ 納税証明書又はその写し（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式その 3 の 2 又はその 3 の 3）
- リ 委任状（行政書士等の代理申請による場合）

(3) 申請書等の作成に用いる言語等

- ① 申請書等は、日本語で記載すること。なお、外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付すること。
- ② 申請書等の金額表示が外国貨幣額の場合は、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により邦貨に換算し、記載すること。

4 競争に参加できない者

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当する者
- (2) 予決令第 71 条第 1 項に該当すると認められる者
- (3) 申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 建設工事に係る競争については、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条による許可を受けていない者
- (6) 測量等に係る競争については、当該営業に関し法律上必要な資格を有していない者

5 競争参加者の資格及び審査

参議院議長の所掌に係る契約事務取扱規程（平成 8 年 12 月 26 日議長決定）により行う。

6 資格審査結果の通知

資格審査の結果を文書により通知（返信用封筒の送付先に郵送）する。

7 資格の有効期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

なお、随時申請の場合は、資格を付与されたときから令和 7 年 3 月 31 日までとする。

8 申請書等の提出先、競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-1-16

参議院管理部営繕課契約係

電話 03(5521)7536